

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

改 正 案	現 行
【本編】 Ⅱ 銀行監督上の評価項目 Ⅱ－３ 業務の適切性 Ⅱ－３－２ 利用者保護等 Ⅱ－３－２－５ 預金・リスク商品等の販売・説明態勢 Ⅱ－３－２－５－２ 主な着眼点 (１)・(２) (略) (３) リスク商品に係る業務 ① (略) ② 特定預金等の受入れ 特定預金等については、金融商品取引法の行為規制が準用されていることにかんがみ、監督上の着眼点については、「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」の「Ⅲ－２－３－２－１ 適合性原則」、「Ⅲ－２－３－２－３ 広告等の規制」、「Ⅲ－２－３－２－４ 顧客に対する説明態勢」、「Ⅳ－３－１－２ (３) 高齢顧客への勧誘に係る留意事項」等を参照するものとする。 特に、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動によりその元本について損失が生ずるおそれがあること等の詳細な説明を行う態勢が整備されているかに留意するものとする。 例えば、以下の事項について、契約締結前交付書面の交付又は当該書面に記載すべき事項の電磁的方法による提供をして説明することとしているか。	【本編】 Ⅱ 銀行監督上の評価項目 Ⅱ－３ 業務の適切性 Ⅱ－３－２ 利用者保護等 Ⅱ－３－２－５ 預金・リスク商品等の販売・説明態勢 Ⅱ－３－２－５－２ 主な着眼点 (１)・(２) (略) (３) リスク商品に係る業務 ① (略) ② 特定預金等の受入れ 特定預金等については、金融商品取引法の行為規制が準用されていることにかんがみ、監督上の着眼点については、「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」の「Ⅲ－２－３－２－１ 適合性原則」、「Ⅲ－２－３－２－３ 広告等の規制」、「Ⅲ－２－３－２－４ 顧客に対する説明態勢」、「Ⅳ－３－１－２ (３) 高齢顧客への勧誘に係る留意事項」等を参照するものとする。 特に、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動によりその元本について損失が生ずるおそれがあること等の詳細な説明を行う態勢が整備されているかに留意するものとする。 例えば、以下の事項について、契約締結前交付書面の交付又は当該書面に記載すべき事項の電磁的方法による提供をして説明することとしているか。

改 正 案	現 行
<u>なお、これらの事項については、顧客説明・勧誘等で中心的な役割を果たす商品概要資料又は重要情報シートにおいて、顧客にとって分かりやすい記載が求められることに留意するものとする。</u> イ. ～ハ. (略) ③ 特定預金等のうち金融商品取引法第2条第20項に規定するデリバティブ取引又は商品先物取引法第2条第15項に規定する商品デリバティブ取引を組み込んだ預金（いわゆる「仕組預金」）で、<u>複雑な仕組みを有するもの（※）の勧誘・受入れ</u> <u>（※）「仕組預金で複雑な仕組みを有するもの」とは、以下の仕組預金をいう。</u> ・ <u>銀行が預入期間を延長する権利を有するもの</u> ・ <u>銀行が預入期間を繰り上げる権利を有するもの</u> ・ <u>預入通貨と払戻通貨が異なる可能性があるもの</u> ・ <u>上記のほか「デリバティブを内包する預金に関するガイドライン」（平成23年2月22日：全国銀行協会）で定める「複雑性を有する仕組預金」に該当するもの</u> <u>複雑な仕組みを有する仕組預金を受け入れるときには、特に以下の態勢が整備されているかに留意するものとする。</u> イ. <u>複雑な仕組みを有する仕組預金に関する注意喚起文書の</u>	(新設) イ. ～ハ. (略) ③ 特定預金等のうち金融商品取引法第2条第20項に規定するデリバティブ取引又は商品先物取引法第2条第15項に規定する商品デリバティブ取引を組み込んだ預金（いわゆる「仕組預金」）で、<u>店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組みを有するものの勧誘・受入れ</u> <u>(新設)</u> <u>特定預金等については、金融商品取引法の各種行為規制を定めた規定が準用されていることにかんがみ、特に店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組みを有する複雑な仕組預金を受け入れるときには、以下の態勢が整備されているかに留意するものとする。</u> イ. <u>複雑な仕組預金に関する注意喚起文書の配布に係る留意</u>

改 正 案	現 行
配布に係る留意事項 (略) ロ. <u>複雑な仕組みを有する仕組預金の勧誘に係る留意事項</u>(合理的根拠適合性・勧誘開始基準) 個人顧客に対して<u>複雑な仕組みを有する仕組預金の勧誘</u>を行うにあたっては、顧客保護の充実を図る観点から、適合性原則等に基づく勧誘の適正化を図ることが重要であり、例えば、以下の点に留意して検証することとする。 (略) ハ. <u>複雑な仕組みを有する仕組預金のリスク説明に関する留意事項</u> <u>複雑な仕組みを有する仕組預金のリスク説明の監督上の着眼点については、「金融商品取引業者向けの総合的な監督指針」の「Ⅳ－３－３－２ 勧誘・説明態勢（６）」を参照するほか、商品の複雑性に鑑みて、預金者から見た商品の利点等と併せて、デリバティブが組み込まれた商品であること等に伴う留意点として、以下の事項について、契約締結前交付書面の交付又は当該書面に記載すべき事項の電磁的方法による提供をして説明しているかを検証するものとする。</u> <u>なお、これらの事項については、上記商品概要資料又は重要情報シートにおいて、顧客にとって分かりやすい記載が求められることに留意するものとする。</u> <u>ａ. デリバティブが組み込まれた預金であり、通常の定期預金とはリスク特性が異なる商品であること及び当該</u>	事項 (略) ロ. <u>複雑な仕組預金の勧誘に係る留意事項</u>（合理的根拠適合性・勧誘開始基準） 個人顧客に対して<u>複雑な仕組預金の勧誘</u>を行うにあたっては、顧客保護の充実を図る観点から、適合性原則等に基づく勧誘の適正化を図ることが重要であり、例えば、以下の点に留意して検証することとする。 (略) ハ. <u>複雑な仕組預金のリスク説明に関する留意事項</u> <u>複雑な仕組預金のリスク説明の監督上の着眼点については、「金融商品取引業者向けの総合的な監督指針」の「Ⅳ－３－３－２ 勧誘・説明態勢（６）」を参照するものとする。</u>

改 正 案	現 行
<u>差異の具体的内容</u> <u>b. 適していない顧客属性</u> <u>c. 適している顧客属性</u> <u>d. 解約手数料の水準及びその決定要因</u> <u>e. 提供金利の構成</u> <u>f. 経済指標等の変動により見込まれる効果・影響</u> <u>(※) 上記 b. から f. までについて、例えば、当該銀行が</u> <u>預入期間を延長する又は繰り上げる権利を有する特定</u> <u>預金等であれば、個別の商品性・契約条項等に応じ、以</u> <u>下のような事項を含む具体的記載があるか。</u> <u>b. オプション投資を行うに適した投資経験や知識が</u> <u>十分ではない者、満期までに資金を使用するニーズ</u> <u>が見込まれる者など顧客の具体的状況・資金の性質</u> <u>c. 最大満期までの間に使用するニーズが見込まれな</u> <u>い余裕資金を運用する者など顧客の具体的状況や資</u> <u>金の性質</u> <u>d. 水準及び決定要因として以下の事項</u> <u>i) 当該仕組預金の適用利率と解約時における市場金</u> <u>利の金利差</u> <u>ii) オプションプレミアムの価値</u> <u>iii) デリバティブ再構築等に伴う費用</u> <u>iv) 最大満期までの残期間</u> <u>e. 以下のような内訳・水準（図等を用いて構成を分か</u> <u>りやすく説明）</u> <u>i) 当該銀行が提供する同一期間の定期預金の金利</u>	

改 正 案	現 行
<u>ii) オプションプレミアムの額又はこれに相当するものとして当該仕組預金に上乗せされた金利</u> <u>iii) オプションプレミアムの性質</u> <u>iv) 役務の対価相当額又はこれに相当する額の割合</u> <u>v) 市場取引に要する費用又はこれに相当する額の割合</u> <u>f. 金利下降時には銀行は満期を延長しない又は繰り上げる可能性が高く、最大満期まで延長された又は繰り上げられなかった場合に受け取ることができる利息を受け取ることができないこと、また、金利上昇時には銀行は満期を延長する又は繰り上げない可能性が高く、この場合、長期にわたり金利が固定され、上昇した市場金利での運用機会を失うリスクがあること</u> ④ (略) (4) (略) II－3－2－5－3 監督手法・対応 (1) リスク商品等の販売・説明態勢等については、金融商品取引法、保険業法などの関係法令等に定められている規制に沿った業務運営を通じ確保されていくものであるが、例えば、検査結果、不祥事件等届出書の受理、相談・苦情等の分析等により、関係法令等に定められている規制に沿った業務運営の確保、適切なリスク商品等の販売・説明態勢等の有効性等に疑義が生じた場合、顧客を誤解させるおそれのある表示を行うなど禁止行	④ (略) (4) (略) II－3－2－5－3 監督手法・対応 (1) リスク商品等の販売・説明態勢等については、金融商品取引法、保険業法などの関係法令等に定められている規制に沿った業務運営を通じ確保されていくものであるが、例えば、検査結果、不祥事件等届出書の受理、相談・苦情等の分析等により、関係法令等に定められている規制に沿った業務運営の確保、適切なリスク商品等の販売・説明態勢等の有効性等に疑義が生じた場合、顧客を誤解させるおそれのある表示を行うなど禁止行

改 正 案	現 行
為に該当する疑義がある場合、<u>複雑な仕組みを有する仕組預金</u>に関する適切な受入れ・説明態勢等の有効性等に疑義がある場合には、原因及び改善策等について関係法令等に照らしつつ深度あるヒアリングを行い、必要な場合には、関係法令に基づく報告徴求等に併せて法第 24 条に基づく報告を求めることを通じて、着実な改善を促すものとする。 また、重大な問題があると認められる場合には、関係法令に基づく業務改善命令等に併せて法第 26 条に基づき業務改善命令を発出するものとする。 (2) (略)	為に該当する疑義がある場合、<u>複雑な仕組預金</u>に関する適切な受入れ・説明態勢等の有効性等に疑義がある場合には、原因及び改善策等について関係法令等に照らしつつ深度あるヒアリングを行い、必要な場合には、関係法令に基づく報告徴求等に併せて法第 24 条に基づく報告を求めることを通じて、着実な改善を促すものとする。 また、重大な問題があると認められる場合には、関係法令に基づく業務改善命令等に併せて法第 26 条に基づき業務改善命令を発出するものとする。 (2) (略)